

災害時における相談業務の応援に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と旭川地域災害復興支援士業連絡会（以下「乙」という。）とは、災害時における相談業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、旭川市に地震、風水害その他による災害が発生した場合において、甲が、乙に対して要請する相談業務の応援に関し、必要な事項を定める。

（応援の要請）

第 2 条 旭川市災害対策本部が設置され、甲が必要と認めるときは、乙に対し相談業務の応援を要請する。

2 乙は甲から応援の要請を受けた場合は、速やかに乙を構成する団体に所属する会員から相談業務に従事する者（以下「相談業務従事者」という。）を選出し、甲に対し回答するとともに、甲が設置する災害時市政外相談窓口へ派遣するものとする。

（応援の期間）

第 3 条 甲が設置する災害時市政外相談窓口での相談業務の期間は、相談需要等に応じて、甲乙協議の上定める。

2 相談業務の期間が終了した場合は、乙は速やかに甲に対して相談結果を報告する。

（従事者の業務内容）

第 4 条 相談業務従事者は、乙に属する各士業（会員）の専門性を要する内容の相談業務を行う。

2 相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況を、派遣先相談窓口を開設している責任者へ定期的に報告するものとする。

（相談業務に関する調整）

第 5 条 前条の相談業務の実施に当たり広報及び会場の確保など必要な関係機関との連絡調整は、原則として甲において実施する。

（経費の負担）

第 6 条 相談業務に要する経費は、応援要請があつてから相当期間は乙が負担し、その期間は甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 前項に規定する期間以降における相談業務に係る経費は甲が負担するものとし、その額は災害直前時における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条第2項の経費について、乙から請求があった場合には30日以内に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務に関する連絡担当者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通所有する。

平成29年5月9日

甲 旭川市
旭川市長

西川将



乙 旭川市花咲町4丁目
旭川地域災害復興支援士業連絡会

代表 旭川弁護士会 会長 飯塚正浩

